

## 微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報

### 学校からの質問

微小粒子物質(PM2.5)が気になりますが、良いお天気の日を外遊びをさせていいのでしょうか・・・？

### 情報提供

2月27日、国においてPM2.5に係る注意喚起の指針が設定されたことに伴い、京都府では、市町村と連携して、府民の皆様に注意喚起を行うための連絡体制を整備し、日平均値が1立方メートルあたり70マイクログラムを超えると予想される場合京都府のホームページにおいて注意喚起が行われる事になりました。(2月28日より)

≪京都府 HP: <http://www.pref.kyoto.jp/taiki/1111111.html>≫

### 注意喚起の体制

- (1) 府内全域を、京都市、山城、南丹、中丹、丹後の5エリアに区分。
- (2) エリア内の測定局のうち、1箇所でも注意喚起の基準(PM2.5の大気中濃度の1日平均値が、1m<sup>3</sup>あたり70マイクログラムを超えると予想される場合)を上回った場合は、当該エリア全域に注意喚起を行う。(※京都府内では、平成24年度において超過なし。)
- (3) 注意喚起の実施の際には、京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課から市町村及び府関係機関(保健所、府立学校、警察等)に速やかに連絡。
- (4) 同時に、報道機関への情報提供、ホームページ掲載など、きめ細かに情報を提供されます。
- (5) 市町村に対しては、例えば、町内放送、関係機関(幼稚園、保育所、小中学校、医療・社会福祉施設等)への連絡等の対応を要請。

### 注意喚起の内容 暫定的基準値を超えた場合

- ・屋外活動を控える。
- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす。

- ・屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- ・呼吸器系や循環器系疾患のある人、お年寄り、子供等は、体調に応じてより慎重に行動することが望まれる。

以上から、学校においてはその日のHPを確認する事を勧めてください。

PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

### 注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	備考
	日平均値(μg/m <sup>3</sup> )		1時間値(μg/m <sup>3</sup> )※3
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下
(環境基準)	35以下※1		

※1 環境基準は環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値35μg/m<sup>3</sup>であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を一日のなるべく早い時間帯に判断するための値

### 微小粒子物質に関するQ&A(環境省)

[http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/rep\\_20130227-qa.pdf](http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/rep_20130227-qa.pdf)

最近の微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染への対応(環境省)

[http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/rep\\_20130227-main.pdf](http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/rep_20130227-main.pdf)

微小粒子状物質(PM2.5)とは(<http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>)

PM2.5の注意喚起情報を防災情報からメール配信：希望の方は、[anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp](mailto:anzen@k-anshin.pref.kyoto.jp)へ空メール送信手続きをしてください。

文責 京都府学校薬剤師会 守谷まさ子